

OA 機器の調達に係る検討方針について（案）

1. 検討経緯

OA 機器（コピー機等、プリンタ等）の調達については、平成 20 年 6～7 月に広く一般事業者等を対象に実施した環境配慮契約法の基本方針等の見直しに係る提案を受け、平成 20 年度より基本方針検討会及び OA 機器ワーキンググループにおいて検討を行ってきた。

平成 20 年度の検討においては、台数指定を行わず求める性能を規定した発注による OA 機器の調達（以下「最適配置等を考慮した機器調達」という。）の必要性をはじめ、購入及び賃貸借等に係る契約に関する枠組みについて一定の合意を得たところであるが、「発注において入札に参加する者に提示すべき情報の整理」「最適配置を行った際の作業能率確保の考え方の整理」「現状の OA 機器の使用実態の把握」等の課題があり、最適配置等を考慮した機器調達を直ちに導入することは時期尚早との指摘を受け、継続検討となった。

平成 21 年度の検討においては、環境に配慮した契約を OA 機器の調達に導入することは、事業者对环境負荷低減性能の優れた製品を供給するインセンティブを付与するとともに、調達者においては、調達時の経費削減に加え、使用段階での温室効果ガス排出量の削減を可能とする効果が期待できることから、環境配慮の要素を加味できる契約方式について検討を進め、検討の方向性（OA 機器に関する環境に配慮した契約のロードマップ [参考 2](#)参照）の提示を行った。

2. 検討方針（案）

平成 21 年度に作成した当該ロードマップを踏まえ、本年度の検討内容は、以下のとおりとする。

将来的には、入札価格とライフサイクル全般での環境負荷を総合的に評価できる契約方式を検討することを目指すものとする。その第一歩として、本年度は、OA 機器の調達において、OA 機器実態調査や OA 機器に関する専門的な知識や経験を有する者の意見を参考に、必要なサービス性能を確保しながら可能な範囲で調達台数の削減を検討すること、また、OA 機器の導入による環境負荷のうち、標準消費電力量（TEC 値）など特定の評価指標を選定するとともに、当該評価値と入札価格を総合的に評価するための方式について検討を行う。

3. 検討事項（案）

環境配慮契約法基本方針解説資料の別紙において、必要なコピーやプリント環境確保のための条件を整理するため、国及び独立行政法人等は OA 機器実態調査を実施することを推奨している。

本年度は、OA 機器実態調査を実施することにより効果が期待される規模や調査発注の手順、またその調査結果を活用した調達台数削減のための具体的な考え方、個別の機器機能等を活用した環境負荷低減のための視点などについて、より具体的な情報について整理し、今後、国等の機関が OA 機器実態調査を実施する際、参考となる資料を提示する。

また、調達者が OA 機器を調達する際に、その契約において用いる評価項目を明らかにするとともに、調達者が仕様書を通じて提供すべき情報を幅広く提示する。併せて、環境負荷低減効果を適切に評価できる契約方式を検討する。

これらの検討に当たっては、OA 機器ワーキンググループを通じた情報収集の他、OA 機器の調達において先進的な契約や取組を行っている地方公共団体や民間事業者の状況などを参考とする。

（1）OA 機器実態調査

①調査の実施主体

OA 機器実態調査を通じて OA 機器の台数削減、環境負荷低減効果、コスト削減効果などについて提案できる事業者として、OA 機器の販売事業者、コンサルタントなどが想定される。一方で、国等の機関が自ら OA 機器実態調査を実施することも考えられる。これらの主体ごとに OA 機器実態調査の調査費用や調査する内容、調査実施までの手順などが異なることが想定されることから、それぞれの特徴について整理する。

②調査項目・内容

調査項目としては、OA 機器の機種や台数などの配置状況、機器ごとの使用人数や出力枚数などの使用状況といった定量的な事項と、定量的な事項からは把握しにくい使用者の意見・要望などの定性的な事項が考えられる。

ここでは、必要なコピーやプリント環境確保のための条件を確保しつつ、OA 機器の台数削減するために、把握することが望ましい調査項目・内容を明らかにする。

検討に当たっては、環境配慮契約法基本方針解説資料の別紙にある OA 機器実態調査の調査内容を参考とする。

③調査期間・費用

調査期間と費用は、規模や調査内容と密接不可分の関係にあることから、規模や調査内容ごとに想定される調査期間および費用を整理する。その際、平成 21 年度に環境省が実施した OA 機器実態調査（環境省における OA 機器実態調査について 参考3参照）の他、民間事業者が実施した調査実績を活用できることが望ましい。

④見込まれる効果

調達者は、OA 機器実態調査を通じ、必要なコピーやプリント環境を確保しつつ、削減可能な OA 機器の台数等を把握できる¹。

本調査では、削減可能な OA 機器の調達台数等から、それに伴う環境負荷低減効果やコスト削減効果を把握することができるよう、機種ごとに 1 台あたりのエネルギー消費量、IC 認証や集約印刷機能などの機能ごとの用紙削減量など適切な指標を作成し、見込まれる効果を検討する。

⑤規模要件

規模ごとに OA 機器実態調査に要する費用と見込まれる環境負荷低減効果及びコスト削減効果を整理することで、OA 機器実態調査を実施した上で OA 機器の導入を検討することが望ましい規模を明らかにする。

（２）OA 機器の調達に係る契約における環境配慮

①環境負荷の評価項目

将来的には、ライフサイクル全体での環境負荷の低減を評価した上で、OA 機器が導入されることが望ましい。そこで、ライフサイクルごとに想定可能な評価項目を洗い出し、その中から、当面、活用することが可能な評価項目を選定する。具体的には、平成 21 年度に検討した TEC 値を基本として考えつつ、その他の評価項目の活用についても検討する。

OA 機器のライフステージごとの評価項目としては、例えば、下表の指標が考えられる。

¹ 環境省の OA 機器実態調査において、複合機 11 台、プリンタ 36 台あるフロアで、プリンタを 15 台削減しても、業務に差し支えないとの結果を得ている。

表 ライフステージごとの想定される評価項目（例）

ライフステージ	想定される評価項目(例)
製造段階	部品リユース率
物流段階	部品輸送距離
使用段階	TEC 値、用紙使用量
廃棄段階	事業者ごとのリサイクルシステム

②環境負荷低減効果、コスト削減効果

現在の最低価格落札方式に代わって、新たな契約方式を検討するに当たっては、見込まれる環境負荷低減効果およびコスト削減効果が相応に大きいことが求められる。そのため、まず、個々の OA 機器の TEC 値などの評価項目と標準売価から、導入規模に応じた環境負荷低減効果とコスト削減効果を試算する。

また、既存資料からは TEC 値以外の環境負荷低減効果やコスト削減効果については、その把握が難しいため、既存の導入事例や民間事業者が保有する情報などから、個別の機器機能を活用した際の用紙削減量等の原単位を作成し、その環境負荷低減効果およびコスト削減効果を試算する。

民間事業者では、最適配置などによる先進的な OA 機器の導入を実施している事例が多い。また、地方公共団体においてもドキュメントアウトソーシングや最適機器配置、IC カード認証などの契約事例があることから、それらの事例を活用できることが望ましい。

③規模要件

新たな契約方式を導入する場合、それによる環境負荷低減効果がある程度見込まれる必要があること、また、それによる調達者の負荷を大きく増大させないことが必要となる。上記②より、新たな契約方式により見込まれる効果がある程度明らかにすることで、それを適用することが望ましい規模を設定する。

その際、OA 機器の使用台数や職員数、用紙の予定使用枚数など、可能な限り定量的に把握できる項目を用いた規模設定を行う。

④発注者が提示すべき項目

OA 機器の調達に当たって、仕様書に記載される一般的な内容としては、下表の項目があげられる。

表 発注者が提示する一般的な記載項目・内容（例）

記載項目	記載内容等（例）
件名	
契約期間（リースの場合）	契約開始日から契約終了日
設置場所等	
OA 機器の導入台数	コピー機、プリンタ、ファクシミリ等別の導入台数
OA 機器の性能 （コピー機等の場合）	形式（コンソール式、デスクトップ式など）、解像度、階調、複写原稿サイズ、複写サイズ、複写倍率、連続複写速度、連続複写枚数、原稿送り装置、ウォームアップタイム、ファーストコピータイム、電源、最大消費電力、機器の大きさ、など
OA 機器の機能 （コピー機等の場合）	ステープル機能、フィニッシャー機能、パンチ機能、丁合機能、セキュリティ機能、集約印刷機能、両面印刷機能、など
保守及び消耗品の供給 （リースの場合）	点検・整備の頻度、故障時の対応、消耗品（用紙、トナーカートリッジ、ステープルカートリッジなど）、定期報告、など
予定使用枚数	カラー・モノクロ別の予定使用枚数

環境負荷低減効果についても評価して調達を行う場合、上記の一般的な記載項目に加え、調達者は情報提供を充実させる必要がある。また、上記①で設定する評価項目によっても、提示すべき項目・記載内容が異なることから、評価項目と併せた検討が必要となると考えられる。

⑤契約方式

現在、国等の機関では、調達台数を指定した複数年のリースによる契約が一般的であり、その契約の中には保守管理も含まれている。

上記②および③で検討する結果から、相当程度以上の環境負荷低減効果またはコスト削減効果を見込むことができない規模においては、今までどおり最低価格落札方式による契約方式とすることが適当であると考えられる。

一定以上の環境負荷低減効果またはコスト削減効果が見込まれる場合は、評価項目を適切に評価できる契約方式が必要となると考えられる。

評価項目の設定状況に応じて、総合評価落札方式またはプロポーザル方式による契約方式のいずれかを設定し、その評価手法を明らかにする。

また、契約方式の検討に当たっては、評価手法のほか、(1) で検討する OA 機器実態調査との関係などについても検討が必要となると考えられる²。

² わが国の公共工事では設計施工分離の原則があり、一部の例外を除き、施工まで含めた契約を設計段階に行うことができない。また、建築や船舶において環境に配慮した契約を行う場合、それらの設計を行った事業者が、建築物の施工や船舶の建造に係る入札に参加することはできなく、ESCO 事業においてもフィージビリティ・スタディを実施した事業者が ESCO 事業の入札に参加することはできない場合が多い。これを OA 機器の導入に当てはめると、OA 機器実態調査を実施した事業者は、調達者が OA 機器を導入する際の入札に参加できないことにな

4. スケジュール（案）

- 第1回 OA 機器ワーキング（9月16日）…
 - ・ OA 機器の調達に係る検討方針について
- 第2回 OA 機器ワーキング（10月上旬～中旬）…
 - ・ OA 機器実態調査について
- 第3回 OA 機器ワーキング（10月下旬）…
 - ・ OA 機器の調達における環境配慮契約について

る。